報告 1 新型コロナウイルス感染症に係る町の対応に ついて

新型コロナウイルス感染防止にご協力いただき、ありがとうございます。

感染症法上の位置づけの変更

国は令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけを危険性が高い感染症の2類相当感染症からインフルエンザなどの感染症と同じ5類感染症に変更しました。

・・・・・・・・位置づけ変更後の主な内容・・・・・・・

(1)個人の判断となるもの

感染防止対策、マスクの着用

(2) 感染後外出自粛を控えることが推奨される期間 発症後5日間かつ症状軽減後24時間

(3)配慮事項

発症後10日間のマスクの着用及び高齢者等ハイリスク者への接触

~町の対応~

令和5年5月2日に開催された酒々井町新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、これまでの感染防止体制を国、県の方針に沿った形で、変更することとしました。

この感染症法上の位置づけの変更は、大きな転換点となります。これまでの感染防止対策にご協力いただいております多くの皆様、ワクチン接種にご尽力されている医療機関の皆様に、改めて感謝を申し上げます。



これからの新型コロナウイルスへの対応は、基本

的に一般的な病気と同じ対応になっていきます。安心できる生活を取り戻すため、経済的、社会的合理性や持続可能性を考慮しながら、コロナ禍以前の状態に戻ることを期待し、新しい日々をスタートしていきましょう。